

末吉配水池太陽光発電事業プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 末吉配水池太陽光発電事業の事業者を選定するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、末吉配水池太陽光発電事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を行う。

- (1) 川崎市上下水道局末吉配水池太陽光発電事業に関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第3条第6号に規定する要件について定めること。
- (2) 提案の採否の審査及び評価に関すること（提案書等のヒアリング、審査及び評価）。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、水道部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、水管理センター所長をもって充てる。
- 4 委員は、水道管理課長、水管理センターの水道施設管理担当の担当課長、水管理センターの施設維持担当の担当課長及び水道計画課長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 評価委員会の委員となった者及び関係する職員は、評価委員会の構成、評価基準等、評価委員会で知り得た情報等を外部に漏らしてはならない。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。

3 会議の開催に代えて、各委員への持ち回りにより審議することができる。

(報告)

第5条 委員長は、会議の結果を、必要に応じて上下水道事業管理者に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月20日から施行する。